

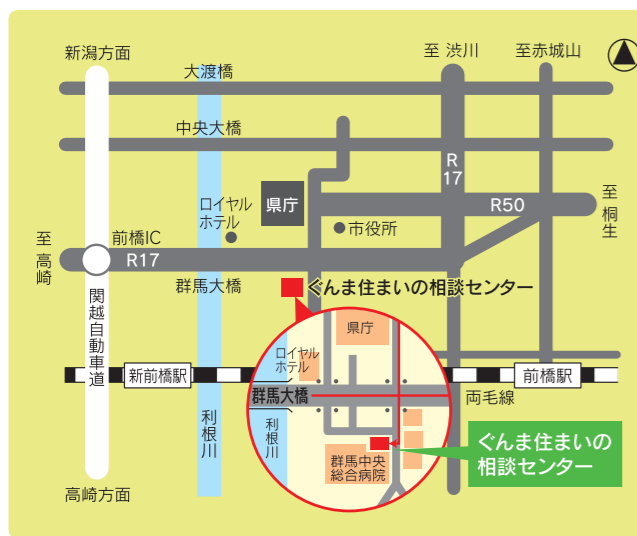
下記の相談窓口にお気軽にご相談ください

県内総合窓口 制度概要、住みかえ、その他住宅に関すること全般について、ご相談ください。

ぐんま住まいの相談センター（群馬県住宅供給公社）



住所 前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル1F TEL 027-210-6634 FAX 027-223-9808
 営業時間 午前8:30～午後5:15 休業日 祝日(土・日に当たる場合は営業)、年末年始
 URL <http://www.gunma-jkk.or.jp/> E-mail jkk@gunma-jkk.or.jp



ぐんま住まいの相談センターは、群馬県および群馬県住宅供給公社が運営しています。住宅に関する様々なノウハウ・情報を有する専門のスタッフがあなたの「困った」に応えます。お気軽にご相談ください。

- 住まいに関する様々な相談をしたい
 - 専任のスタッフによる窓口・電話での無料相談(常設相談)
 - 専門家による専門相談会(予約制)と県内各地での無料住宅相談会
 - 各種イベント・セミナー開催
- 住まいに関してちょっと知りたい、自分で調べてみたい・・・
 - 住宅・リフォーム業者等の紹介
 - 関連図書・各種パンフレット提供
 - 相談事例紹介
- 高齢や障害に関する問題や防犯対策について知識を深めたい
 - 高齢者疑似体験会開催
 - 住宅設備体験コーナー
 - 防犯・耐震対策用品

県内自治体窓口 制度概要について、ご相談ください。

自治体名	担当課	電話番号
群馬県	建築住宅課	027-226-3717
前橋市	建築住宅課	027-898-6833
高崎市	建築住宅課	027-321-1324
桐生市	建築住宅課	0277-46-1111
伊勢崎市	住宅課	0270-24-5111
太田市	住宅課	0276-47-1898
沼田市	建設課	0278-23-2111
館林市	建築課	0276-72-4111
渋川市	建築住宅課	0279-22-2072
藤岡市	建築課	0274-22-1211
富岡市	建築課	0274-62-1511
安中市	建築住宅課	027-382-1111
みどり市	企画課	0277-76-0962
榛東村	建設課	0279-54-2211
吉岡町	財務課	0279-54-3111
上野村	企画財政課	0274-59-2111
神流町	総務課	0274-57-2111
下仁田町	企画財政課	0274-82-2111

自治体名	担当課	電話番号
南牧村	企画情報課	0274-87-2011
甘楽町	企画課	0274-74-3131
中之条町	元気なまちづくり課	0279-75-8802
長野原町	建設課	0279-82-3010
嬭恋村	建設課	0279-96-1973
草津町	土木課	0279-88-7184
高山村	地域振興課	0279-63-2111
東吾妻町	企画課	0279-68-2111
片品村	むらづくり観光課	0278-58-2112
川場村	むらづくり振興課	0278-52-2111
昭和村	企画課	0278-24-5111
みなかみ町	総合政策課	0278-25-5004
玉村町	都市建設課	0270-64-7707
板倉町	都市建設課	0276-82-1111
明和町	都市計画課	0276-84-3111
千代田町	建設水道課	0276-86-7003
大泉町	建築課	0276-63-3111
邑楽町	都市建設課	0276-47-5029

マイホーム借上げ制度運営団体 制度の詳細について、お問い合わせください。



一般社団法人
移住・住みかえ支援機構 (JTJ)
 TEL 03-5211-0772 住所 東京都千代田区平河町1-7-20 平河町辻田ビル5F
 URL <http://www.jt-i.jp> 営業時間 午前9時～午後5時(祝日を除く)

空き家の活用や住みかえを 考えてみませんか?

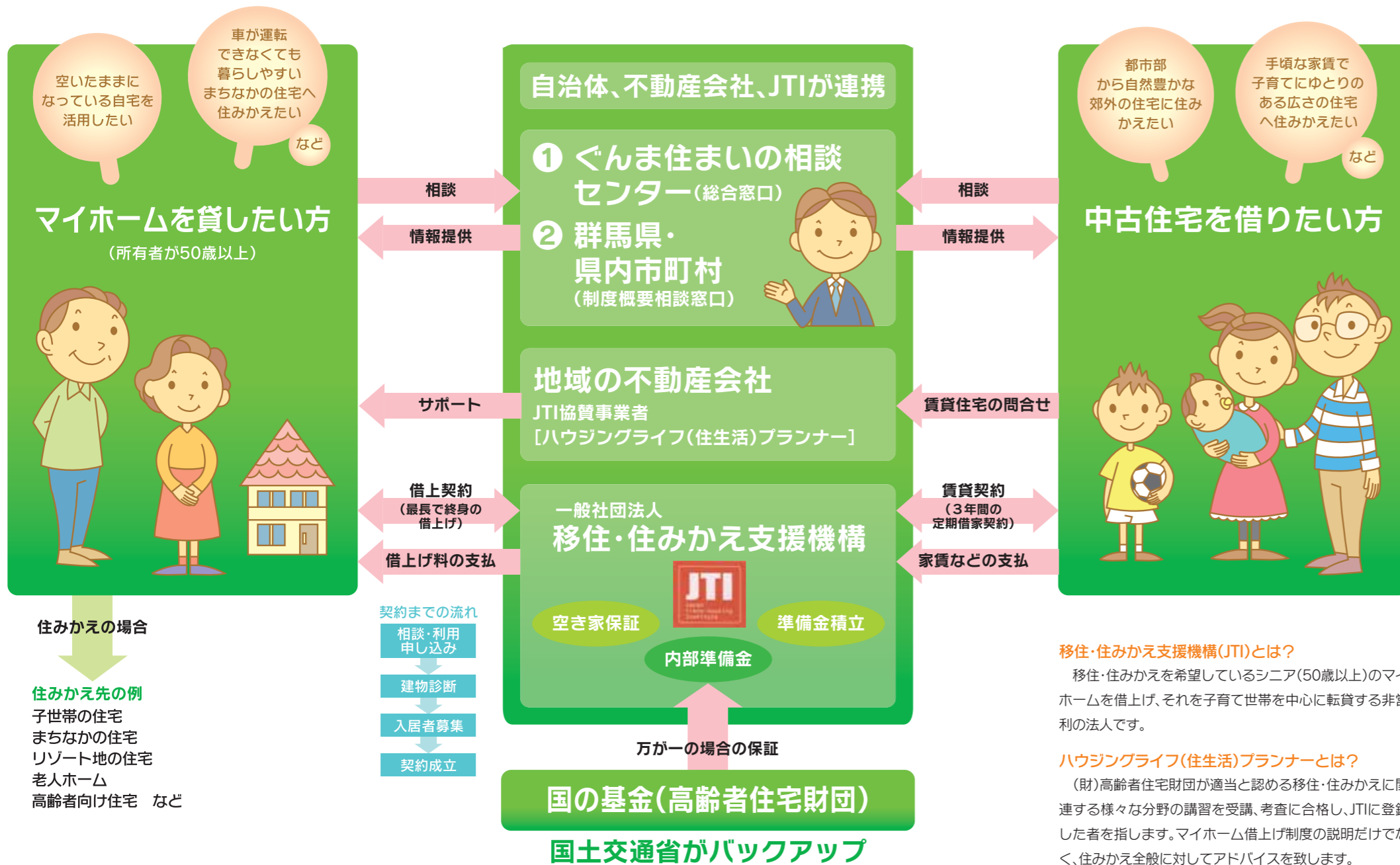


群馬県空き家活用・住みかえ支援事業

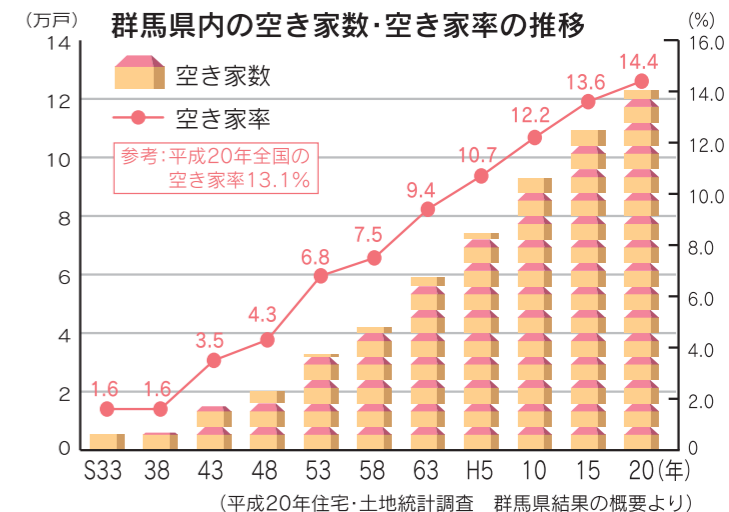
群馬県と県内市町村は、移住・住みかえ支援機構(JTJ)の「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の活用や住みかえを支援する取り組みをはじめました。

マイホーム借上げ制度を活用した 群馬県空き家活用・住みかえ支援事業のしくみ

群馬県、県内市町村、不動産会社、JTIが連携して
空き家の活用や住みかえを支援します。



群馬県と県内市町村が取り組む背景



1 空き家の増加(上図参照)

群馬県内には855,800戸の住宅がありますが、123,100戸の空き家が発生しています(空き家率14.4%)。そのうち53,200戸が一戸建となっています。

▶ 少子高齢社会の進展により、今後も空き家が増加すると見込まれ、防災・防犯・景観・地域のコミュニティの維持、などの観点から対策が必要となっています。

2 住宅と世帯のミスマッチ

群馬県内では、65歳以上の方が住む持ち家は113,900戸存在し、子育て世帯が住む、望ましい広さに満たない共同住宅(主に賃貸)は約3万4千戸となっています。

▶ 持ち家が比較的広い高齢者世帯がある一方、ゆとりある住宅を求めている子育て世帯があり、各世帯に適した住宅への住みかえが進むよう、対策が必要となっています。

移住・住みかえ支援機構(JTI)とは?

移住・住みかえを希望しているシニア(50歳以上)のマイホームを借上げ、それを子育て世帯を中心に転貸する非営利の法人です。

ハウジングライフ(住生活)プランナーとは?

(財)高齢者住宅財団が適当と認める移住・住みかえに関連する様々な分野の講習を受講、審査に合格し、JTIに登録した者を指します。マイホーム借上げ制度の説明だけでなく、住みかえ全般に対してアドバイスを致します。

マイホーム借上げ制度の活用例(イメージ)

① 相続した空き家の活用

実家の親が亡くなり相続した。愛着があり売りたいと考えたが、空けておくのはもったいないし、管理が行き届かず近所に迷惑をかけたくなかったため、本制度を活用。住宅の一室に荷物を置いたまま貸すことができたので、助かった。社会の財産として活用されるということで、うれしい。

② 制度を活用しリゾートライフへ

子供も育ち仕事も引退し、元気なうちは夫婦二人でリゾート地で過ごしたいと思っていた。いずれは、自宅に戻ってくるつもりなので、安心して自宅を貸し出せる本制度を活用。

③ 郊外からまちなかの住宅へ住みかえ

郊外団地の戸建てに住んでいたが、夫婦二人で住むには広く維持管理が大変だったし、車が運転できなくなると暮らしにくくなることを不安に思っていた。売却よりも賃貸の方が有利であったため本制度を活用し、まちなかの住宅に住みかえた。安定した収入が見込めるので、住みかえ先の選択肢が広がった。

④ 子世帯の住宅に近い老人ホームへ住みかえ

一人で住んでいたが体が弱ってきたため、子世帯の住宅に近い老人ホームに住みかえることになり、本制度を活用。貸し主に万が一があった場合、相続後も制度を継続できることも活用理由の一つとなった。

貸し主のメリット

- 安定収入**
空室時も安定した賃料収入が見込めます。
- トラブルの心配無用**
JTIが責任をもって転貸します。
- 柔軟対応**
3年ごとの契約見直しで、マイホームに戻ること可能です。
- 万全バックアップ**
万が一に備え、国の基金があるから安心です。
- 専門家のサポート**
JTIに登録されたハウジングライフ(住生活)プランナーが、しっかりサポートします。

借り主のメリット

- リーズナブル**
良質な住宅を相場より安い賃料で借りられます。(一般の80~85%程度)
- 楽々スタート**
敷金礼金が必要ありません。(契約時の仲介手数料などは必要となります)
- 安心の住まい**
3年ごとの再契約は、優先して再契約することができます。
- 自分流に住みやすく**
貸し主の了承は必要ですが、壁紙などの一定の改修が可能です。



借上げの主な条件

- 日本国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方
- 住宅に一定の耐震性が確保されていること

1981年6月の「新耐震基準」の適用以前の住宅は、原則として耐震診断が必要です。無料耐震診断や耐震改修補助を行っている市町村もありますので、お問い合わせください。

※土地や建物に抵当権などが設定されている場合、制度の利用をお断りする場合があります。詳しくはJTIにお問い合わせください。